

亀山市公告第108号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告する。

平成29年12月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する事項

- (1) 公用車の売却
- (2) 物件 別紙のとおり

2 契約の内容を説明する日時及び場所

(1) 日時

平成29年12月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所西庁舎3階 財務部契約管財室

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成29年12月26日（火）

- ・入札開始時刻 午後2時
- ・開札時刻 入札後直ちに実施

(2) 場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所3階 大会議室

4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除とする。

5 入札者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加できる者は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所（営業所を含む。）を有する法

人とする。ただし、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 市税等に滞納がある者
- (3) 破産法（平成16年法律75号）に基づく破産手続開始、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員の活動等公序良俗に反する活動のために本物件を利用し、又は提供しようとする者

6 入札の無効に関する事項

本公告に示した参加資格のない者、虚偽の申請を行った者のした入札、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第13条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当する入札を行った者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者及び落札候補者としていた場合は、落札及び落札候補の決定を取り消すものとする。

なお、参加資格を確認された者であっても、参加資格確認申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受ける等、5の入札者に必要な資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、参加資格のない者に該当する者とする。

7 予定価格（最低売却価格）

別紙のとおり

8 その他

詳細は、平成29年度一般競争入札による公用車売却入札要領による。